

評価通達6適用の違法判断 —最高裁令和4年判決の射程—

東京地裁令和6年1月18日判決（令和3年（行ウ）第22号）

筑波大学名誉教授・弁護士・税理士 品川芳宣

一、事実

(1) 被相続人Tは、薬局の経営、医薬品の製造・販売等を業とするO社（昭和55年5月12日設立、株式会社、従業員数393人）の代表取締役を務め、O社株式総数6万株のうち2万1400株（以下「本件株式」という。）を有していたが、平成26年6月11日（以下「本件相続開始日」という。）死亡した。相続人は、Tの妻M、Tの子X₁（原告）及びX₂（原告）（以下X₁及びX₂を「Xら」という。）であり、本件株式をMが1万700株、X₁及びX₂がそれぞれ5350株相続することにした。M及びXらは、平成27年2月27日、本件株式の価額を財産評価基本通達（以下「評価通達」という。）180に定める類似業種比準価額により1株当たり8186円（総額1億7518万円余）として、相続税の申告をした。

これに対し、処分行政庁は、平成30年8月7日、評価通達6を適用し、K社が作成した平成30年2月28日付の株式価値算定報告書（以下「本件算定報告書」という。）に基づき、本件株式の価額を1株当たり8万373円（総額17億2000万円）として、更正等（以下「本件各更正等」という。）をした。Xらは、本件各更正等を不服として、前審手続を経て本訴を提起した。

(2) 本件株式を含むO社株式をめぐる本件相続開始日前後の取引の動きは、次のとおりである。

- ① 平成26年1月16日 Tは、医薬品卸売業を主な事業内容とするV社との間で、O社株式をV社に対して売却・資本提携等を前提とする協議を進めるに当たり、相互の秘密保持契約を締結した。
- ② 平成26年2月28日 Tは、O社の売却・資本提携等に関して、M銀行との間で、M&A等のア

ドバイスに係る契約を締結した。

- ③ 平成26年5月29日 Tは、V社との間で、O社株式の全部を取りまとめ又は買い集めた上で、V社に譲渡するものとし、その譲渡価額は63億408万円（1株当たり10万5068円）（以下「譲渡予定価格」という。）とする基本合意（以下「本件基本合意」という。）を締結し、本件基本合意は当事者を法的に拘束するものではないとした（当時、O社株式は、Tが所有する本件株式のほか、Mが1万3000株、Xらがそれぞれ3600株、X₁の夫と子が合計800株、O社の他の取締役らが合計1万760株所有されていた。）。
- ④ 平成26年6月18日 O社の取締役会が開かれ、MがO社の代表取締役となり、TとV社との間で進められていたO社株式の売却プロセスを進めることになった。
- ⑤ 平成26年7月8日 O社の取締役会において、M以外の全株主が所有するO社株式について平成26年7月14日を譲渡予定日としてMに譲渡すること及びこの株式譲渡が実行されることを前提にMがO社株式6万株を同日を譲渡予定日としてV社に譲渡することが承認された。また、M及びV社は、MがV社に対し、譲渡日を平成26年7月14日とし、MがV社に対しO社株式6万株を譲渡価格63億408万円（1株当たり10万5068円）（以下「本件売却価格」という。）で譲渡する契約（以下「本件株式譲渡契約」という。）を締結した。
- ⑥ 平成26年7月14日 本件株式譲渡契約に係る代金決済が行われ、MはO社株式6万株をV社に譲渡した。